



危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

危険物保安室

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第71号。以下「改正省令」という。）を、令和3年7月21日に公布しました。改正省令に関して、屋内給油取扱所の基準に関する事項については公布の日から、申請書等様式に関する事項については令和4年1月1日から施行することとなりました。以下、改正省令について紹介します。

1 屋内給油取扱所の基準に関する事項

(1) 改正の背景

屋内給油取扱所は屋外給油取扱所と比較し、可燃性蒸気の滞留の危険性や火災時の避難困難性などが高く、上階に他の用途が存する場合の他用途部分への延焼拡大防止を図るため、可燃性蒸気の滞留防止、火災の延焼拡大防止、避難路の確保等の追加の安全対策を講ずることとされています。

従来、屋外給油取扱所と屋内給油取扱所は上屋（キャノピー）等の面積の割合に応じ、図1のとおり区分されていました。給油時の雨水混入防止（危険物取扱いの安全性の向上）、従業員の作業性の確保あるいは負担の軽減（労働環境の改善）、令和元年12月の省令改正による屋外での物品販売等事業の多角化に伴う当該事業に適した場所の確保（経営環境の改善）などへの期待から、屋外給油取扱所の上屋（キャノピー）等の面積拡大についての要望がありました。

- ・ 1/3を超える場合：屋内給油取扱所
- ・ 1/3以下の場合：屋外給油取扱所



給油取扱所のイメージ

図1

消防庁では、令和元年度から2年間にわたり開催された「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」において、実火災例を参考としたコンピューターによるシミュレーションに基づき、上屋（キャノピー）面積拡大時の安全性の評価・検証を行いました。その検討結果を基に、給油取扱所の上屋（キャノピー）面積による区分の基準を見直すこととしました。

(2) 改正省令の概要

省令改正に伴い、「屋内給油取扱所の範囲に係る運用」（令和3年7月21日付け消防危第172号）を発出しました。今回の改正により、給油取扱所のうち、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所として扱わないこととされました。

ア 「火災の予防上安全であると認められるもの」について

(ア)以下の全ての事項を満たすものについては、「火災の予防上安全であると認められるもの」に該当するものであること（図2 ①～③参照）。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと（図2 ④、⑤参照）。

a 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2 m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1 m以上の隙間が確保されていること。



b 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有する
ような複雑な敷地形状ではないこと。

(イ) (ア) 以外の給油取扱所（建築物内に設置する
もの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上
階を有するものを除く。）であっても安全性を確
認できる場合があるため、必要な場合は個別に総
務省消防庁危険物保安室に相談すること。

イ 許可の変更に係る取扱いについて

現に危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第
306号。以下「政令」という。）第17条第2項の屋
内給油取扱所として許可を受けている給油取扱所の
うち、改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34
年総理府令第55号）第25条の6の規定により屋内
給油取扱所の範囲から外れるものについて、政令第
17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けた
ものとして取扱う場合は以下の取扱いとすること。

(ア) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報
設備等の工事を伴うものについては、「製造所等
において行われる変更工事に係る取扱いについ
て」（平成14年3月29日付け消防危第49号）によ
り手続を行うこと。

(イ) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報
設備等の工事を伴わないものについては、同通知
に規定する「資料による確認を要する変更工事」
に準じた手続を行うこと。

2 申請書等様式に関する事項

(1) 改正の背景

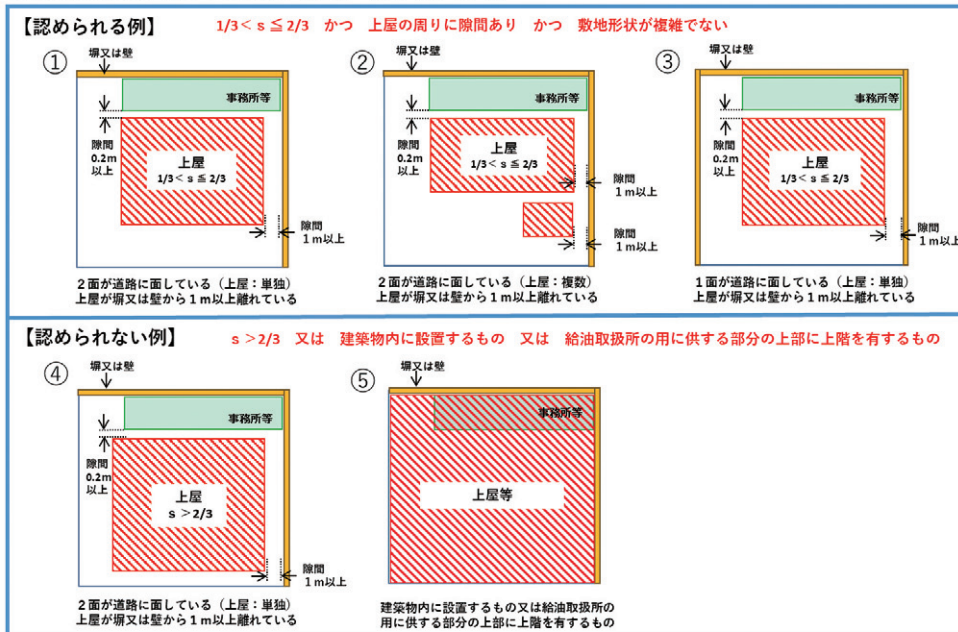
規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を
踏まえ、市町村等ごとに定めていた様式（仮貯蔵・仮取
扱い承認申請書、危険物保安監督者の選任の届出に必要
な実務経験証明書）について、これまで通知で示してい
た様式を省令上規定し、統一することとしました。

(2) 改正省令の概要

仮貯蔵又は仮取扱いの承認に必要な申請書及び危険物
保安監督者の選任の届出に必要な実務経験証明書につ
いて、新たに様式（様式第1の2及び様式第20の2）が
規定されました。様式は消防庁ホームページから閲覧で
きます。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-8.html>

火災の予防上安全であると認められる例・認められない例



$$s = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

図2

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524